

相生市行政評価システム構築支援業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、相生市行政評価システム構築支援業務（以下「本業務」という。）の受託者を公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

相生市行政評価システム構築支援業務

(2) 業務内容

別添 1 「相生市行政評価システム構築支援業務仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

(4) 委託契約上限額

1 5, 0 0 0 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施スケジュール

項 目	日 程
(1) プロポーザル公示	令和 3 年 9 月 8 日（水）
(2) 質問受付期間	令和 3 年 9 月 8 日（水）～ 9 月 1 5 日（水）
(3) 質問に対する回答	令和 3 年 9 月 1 7 日（金）
(4) 企画提案書等の提出期間	令和 3 年 9 月 2 1 日（火）～ 1 0 月 8 日（金）
(5) プレゼンテーション	令和 3 年 1 0 月 2 0 日（水） 予定
(6) 最終選考結果の公表	令和 3 年 1 0 月 2 2 日（金）

4 参加資格に関する事項

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれも満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に規定する再生手続の適用を申請した者で、同法に基づく再生計画認可の決定がされていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に規定する更生手続の適用を申請した者で、同法に基づく更生計画認可の決定がされていない者であること。

と。

- (4) 租税を滞納していないこと
- (5) 相生市暴力団排除条例（平成24年条例第20号）第2条第1号から第3号に規定する者でないこと。
- (6) 公告日より過去5年以内に、本業務と同種・同等業務に係る契約を元請けとして完了した実績があること。
- (7) 本業務仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に柔軟に対応できること。

5 参加に係る提出書類

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の必要書類を提出するものとする。

各書類の内容については、別添2「相生市行政評価システム構築支援業務企画提案書作成要領」に定めたとおりとする。

(1) 参加に必要な書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 参加資格確認書（宣誓書）（様式第2号）
- ③ 会社概要
- ④ 実務実績報告書（様式第3号）
- ⑤ 企画提案書
- ⑥ 見積書（任意様式）

見積書の金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載すること。項目別に算出根拠の内訳を明らかにすること。

(2) 提出書類の部数

①②は1部、③～⑥は各10部を提出すること。

なお、提出書類はA4判を基本とし、A3判を使用する場合は片袖折にすること。

(3) 提出期間

令和3年9月21日（火）～10月8日（金）午後5時15分（必着）

(4) 提出先

〒678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号
相生市企画総務部企画広報課企画係

(5) 提出方法

持参または郵送（必着）とする。

※持参の場合は土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

6 質問に関する事項

実施要領の内容について、不明点等がある場合には、質問票（様式第4号）により下記のとおり受け付ける。

（1）質問受付期間

令和3年9月8日（水）～9月15日（水）午後5時15分（必着）

（2）提出方法

電子メール（宛先：kikaku@city.aioi.lg.jp）により提出すること。

（3）回答方法

質問の回答は、令和3年9月17日（金）限に、期間内にあった全ての質問と回答を市ホームページに掲載する。

7 企画提案に対するプレゼンテーション

（1）実施予定日

令和3年10月20日（水）※詳細については、別途通知する。

（2）実施場所

相生市役所本庁2階 会議室（予定）

（3）出席者

最大人数 3人

（4）提案内容の説明

ア プレゼンテーションは、企画提案書に沿って説明すること。

イ 時間は1社50分（提案書の説明時間30分、質疑応答20分）とする。

ウ パソコン使用の場合は参加者が持参する。ただし、プロジェクター、スクリーンは市が用意する。（使用する場合は事前に申し出ること）

（5）審査結果

令和3年10月22日（金）までに参加企業に通知する。なお、審査結果に関する質問には、一切応じない。

8 事業者の選定方法

委託事業者の選定は、庁内で設置された審査委員会において提案の内容と実績、業務遂行能力等を総合的に審査し、最も優れていると認められる事業者を優先委託候補者とする。

（1）審査項目

評価項目	評価視点	配点
業務能力に関する評価	・業務に対応可能な体制であるか ・同種業務の実績が十分であるか ・担当者が経験豊富で十分な知識があるか	15

システム及びシステム構成に関する評価	・操作性に優れているか ・職員の利便性は高いか ・帳票レイアウトの自在性を有しているか ・他システム（財務等）との連携は円滑か ・システム管理、データバックアップは容易にできるか ・安定性、安全性は確保されているか ・将来の拡張性はあるか	25
構築支援に関する評価	・構築支援のあり方や方向性が明確であるか ・実効性のある行政評価制度についての考え方が明確であるか	35
その他に関する評価	・研修計画は十分であるか ・業務スケジュールが適切であるか ・サポート体制は十分であるか ・仕様書等以外の独自提案が有用であるか	20
見積金額に対する評価	・提案内容に対して適切であるか	5
合 計		100

(2) 失格事項

次のいずれかの場合には、失格とする。

- ア 参加資格の要件を満たさない場合
- イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 見積金額が委託契約上限額を上回る場合
- エ その他、審査委員会において不適格と認められた場合

9 契約の締結

契約は、選定された優先委託候補者と相生市の間で協議を行い、協議が整った場合には、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、当該業務の実施に係る契約を締結することを原則とする。

なお、プロポーザルの性質上、当該契約にあたり、企画提案内容（見積内容を含む。）をもって、そのまま契約するとは限らないので留意すること。

10 その他

- (1) 企画提案書等の提出書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、選定を行う際に必要な範囲において複製を作成する。
- (3) 企画提案書の作成、提出等にかかる費用は、提案者の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書の著作権は、それぞれ企画提案者に帰属するものとする。ただし、本市が企画提案に関する公表等、必要であると認めたときは、企画提案者の了承を得たうえで、提出された企画提案書を使用できるものとする。
- (5) 委託業務の詳細、また、その他業務の施行に必要な事項については、委託業者決定後に協議するものとする。

1 1 担当課

相生市企画総務部企画広報課企画係

〒678-8585 兵庫県相生市旭一丁目1番3号

電話 0791-23-7124 (直通) FAX 0791-22-6439

E-Mail kikaku@city.aioi.lg.jp